

公示番号：170449

国名：カメルーン国

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ振興プロジェクト（灌漑圃場整備支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑圃場整備支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月中旬から2018年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.25M/M、現地 3.67M/M、合計 4.92M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 国内準備 5日
- ・ 第1次現地業務 45日、第1次国内作業 10日
- ・ 第2次現地業務 40日、第2次国内作業 5日
- ・ 第3次現地業務 25日
- ・ 国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、現地業務における業務日数は、総現地 M/M の範囲内で提案が可能です。業務日程期間の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月26日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送
（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月8日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	灌漑圃場整備に係る各種業務
対象国／類似地域	カメルーン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：
黄熱病(必須)：入国査証取得及び入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示が必要です

6. 業務の背景

カメルーンにおいて農業は基幹産業であり、就業人口の約6割(2001年)、GDPの約2割(2014年、世界銀行)を占めている。カメルーンでは近年、大都市圏を中心にコメの消費量が増加(2016年の推定で年間24kg/人)しており、稲栽培面積は16.9万ha、生産量は約20万t(2015年、FAO)と年々増加しているものの、消費量が生産量を上回る状態が続いている。2015年には約44万tのコメが輸入されており(2015年、FAO)、食糧安全保障の観点から、国内コメ生産の振興が急務となっている。

2008年のTICAD IVで立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体(“Coalition for African Rice Development”、以下CARD)」において、カメルーンは第1グループ支援対象国に選定され、同国の稲作振興戦略文書(“National Rice Development Strategy”、以下NRDS)も策定されている。

JICAは2009年6月、同国コメセクターの状況を把握するとともに当該分野への日本の協力方針を策定する事を目的として、協力準備調査を実施した。同調査の結果、①カメルーンの灌漑稲作地帯である北部、及び西部の生産米の多くが国外に流出し、コメの大消費地である南部のヤウンデ・ドゥアラといった大都市に供給されていないこと、②南部の熱帯雨林地帯は気候的に陸稲栽培に適するものの開発が進んでいないこと等が明らかとなり、カメルーン南部における大都市へのコメ供給を目指した稲作振興の必要性を提言した。

同提言を受けたカメルーン国政府は、首都ヤウンデのある中央州と隣接する東部州・南部州の3州における稲作(陸稲)振興を目的とした技術協力プロジェクト「熱帯雨林地帯陸稲振興プロジェクト」(Upland Rice Development Project of the Tropical Forest Zone、以下、「PRODERiP」)を我が国に要請し、JICAは2011年5月から2016年5月までの5年間に亘り、PRODERiPを実施した。

カメルーン政府はPRODERiPの後継案件として、PRODERiPの対象地域である中央州・東部州・南部州に北西部州を加えた4州(以下、「対象4州」)を対象地域としてコメの生産量及び国産コメ流通量の増加を目的とした、「コメ振興プロジェクト」(The Project for the Development of Irrigated and Rainfed Rice Cultivation、以下、「PRODERIP」)を我が国に要請し、同要請は日本政府により採択された。JICAはこれを受け、2015年9月及び2016年2月に詳細計画策定調査を実施し、2016年6月から2021年6月までの予定でPRODERIPを実施中である。

なおJICAは、PRODERIP対象地域において、コメを中心とした農産物の更なる生産拡大及び流通網の拡充を目的とした円借款協力の可能性を調査するため、2016年2月より「農業振興インフラ整備事業準備調査」(以下、「円借款準備調査」)を実施済みである。

本業務は、PRODERIPにおいて北西部州Ngoketunjia県に整備を計画しているモデル圃場について、PRODERIPの活動計画及び円借款準備調査の結果を踏まえ、詳細設計から入札補助、施工監理支援までの一連の業務を行うことを通して、本件の実施機関であるヌン渓谷開発公社(UNVDA: Upper Nun Valley Development Authority、以下「C/P」)へ灌漑圃場整備に必要な技術の移転を行うことを目的とするものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の専門家、C/P 及び JICA カメルーン事務所と協力・調整し、カメルーン国北西部州 Ngoketunjia 県において水稲作のための適切な灌漑施設を備えたモデル圃場（2.75ha）の整備を支援する。整備予定施設は用水路、排水路及び耕作道であり、圃場の均平化及び標準区画化を含む。設計にあたっては C/P 機関である UNVDA が作成済みの測量データを活用することを想定している。また、本業務の実施にあたっては、「ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf

の趣旨を念頭に業務を行うこととする。なお、灌漑圃場整備業務の発注・入札・契約は JICA カメルーン事務所が行う。

現時点での想定では、第1次現地業務期間において本業務従事者が作成した入札図書案及び施工監理計画書案を基に、JICA カメルーン事務所は2017年10月下旬に現地施工業者調達のための公示を開始する予定である。入札会は2017年12月上旬、契約予定時期は2018年1月中旬である。契約締結後、準備工を経て、2月上旬にモデル圃場整備に着工し、竣工予定時期は4月下旬としている。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年8月中旬）

- ① PRODERiP 及び PRODERIP 関連資料、円借款準備調査関連資料、関係者との打合せを通じて、本業務の内容の詳細を把握する。また、北西部州 Ngoketunjia 県の農業及び稲作関連情報（栽培状況や気象、土壌など）を収集・整理・分析し、当該圃場整備のための基本的な情報を整理する。
- ② 上記①の分析結果をもとに、現地派遣期間における業務実施方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

（2）第1次現地業務期間（2017年8月下旬～2017年10月上旬）

- ① 作成したワークプランを JICA カメルーン事務所及び C/P に提出し、プロジェクト専門家も含めワークプランについての説明を行い、業務の進め方及び留意事項につき、協議・確認を行う。
- ② JICA カメルーン事務所、プロジェクト専門家及び C/P と打ち合わせを行った上でモデル圃場の設計・施工に必要な情報の種類・入手先を把握する。
- ③ 設計・施工に関わる C/P と共に、当該圃場施工予定地（水源・取水口も含む）を調査する。
- ④ 上記①～③に基づき、C/P と共にモデル圃場の図面、必要な資機材、予算・人員、工程を含めた入札図書案及び施工監理計画書案（共に英語）を作成し、プロジェクト専門家及び JICA カメルーン事務所に対し説明し、必要に応じて修正をした上で JICA カメルーン事務所に提出する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P に提出し、報告する。
- ⑥ JICA カメルーン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第1次国内作業期間及び次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第1次国内作業期間（2017年10月中旬～2018年1月中旬）

- ① 第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に提出し、報告する
- ② JICA カメルーン事務所及びプロジェクト専門家との電子メール・電話等による打ち合わせを通じて、現地での入札状況を確認し、入札事前説明会や入札に係る質問への対応を支援する。また、応札者による入札関連資料を確認・評価し、入札及び契約に係る業務を支援する。
- ③ 第1次現地業務及び第1次国内作業の結果をもとに、必要に応じて国内準備期間中に作成

したワークプラン（和文・英文）を修正し、JICA 農村開発部に提出する。

(4) 第2次現地派遣期間（2018年1月中旬～2018年2月中旬）

- ①ワークプランを基に JICA カメルーン事務所及び C/P に第2次現地派遣期間の業務内容を説明し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。
- ②①で修正した活動計画に基づき、C/P 及び契約業者と、図面、必要な資機材、予算・人員、工程を確認の上で、施工監理計画書を作成し、JICA カメルーン事務所及びプロジェクト専門家に対し説明を行う。
- ③上記②に基づき C/P が行う施工監理を支援し、その過程で C/P への技術移転を行う。
- ④現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P に提出し、報告する。
- ⑤JICA カメルーン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次国内作業期間及び次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(5) 第2次国内作業期間（2018年2月中旬～2月下旬）

- ①第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。
- ②JICA カメルーン事務所、プロジェクト専門家及び C/P との電子メール・電話等による打ち合わせを通じて、モデル圃場の施工状況を確認し、電子メール・電話等を通じ C/P への施工監理に係る助言を行う。
- ③モデル圃場の施工状況に関する情報を収集し、第2次現地業務及び第2次国内作業の結果も踏まえ、第3次派遣のための準備を行う。

(6) 第3次現地派遣期間（2018年3月上旬～2018年3月下旬）

- ①JICA カメルーン事務所、プロジェクト専門家及び C/P との打ち合わせを通じて、必要に応じて活動計画を修正する。
- ②JICA カメルーン事務所、プロジェクト専門家及び C/P と打ち合わせを行った上で、C/P と共にモデル圃場の施工状況を確認し、施工監理計画書に基づき施工監理の支援を行い、その過程で C/P への技術移転を行う。
- ③現地業務完了に際し、施工監理報告書及び現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、JICA カメルーン事務所及び C/P に提出・報告する。

(7) 帰国後整理期間（2018年5月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（全体及び第1次及び第2次派遣時）
 - 和文2部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所）
 - 英文4部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所、C/P 2機関）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）
 - 和文2部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所）
 - 英文4部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所、C/P 2機関）
- (3) 専門家業務完了報告書（和文2部）
 - 和文2部（JICA 農村開発部、JICA カメルーン事務所）なお、上記成果品(3)の体裁は簡易製本とし、電子データ（CD、写真データ等も含む）も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒パリ⇒ヤウンデ⇒パリ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

通常対象地域は5月から11月末頃が雨季となり、その期間は圃場施工予定地では水稲栽培が行われています。従って、第一次現地業務(2017年8月下旬～2017年10月上旬)の実施にあたり、測量等のために予定地に立ち入る際は、水稲栽培やそれに係る作業の状況に応じて行う必要があります。また、2018年5月から本モデル圃場にて水稲栽培を行う予定のため、第3次現地派遣期間(2018年3月上旬～2018年3月下旬)を了した後の2018年4月末までに本圃場整備が完了している必要があります。派遣期間については上記を考慮した上で提案してください。

なお、7. 業務の内容に記載されている国内業務期間、現地業務期間は共に現時点での予定であり、業務の進捗状況、モデル圃場の施工進捗によっては変更の可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクト専門家の構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています)。

ア) チーフアドバイザー／コメ振興政策

イ) 種子生産／イネ栽培

ウ) 普及／営農

エ) 研修／精米所運営

なお、業務調整／モニタリング専門家が2017年9月下旬に派遣される予定です。

③便宜供与内容

JICAカメルーン事務所及びプロジェクト専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

希望があれば手配可能

イ) 宿舎手配

希望があれば手配可能

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

エ) 通訳備上

必要に応じて通訳(英語⇔仏語)の提供

オ) 現地日程のアレンジ

要相談、プロジェクト専門家との協議の上決定します

カ) 執務スペースの提供

プロジェクト及び業務の状況に応じて、プロジェクトオフィス(在ヤウンデ、インターネット環境完備)あるいは UNVDA 執務室(在北西部州 Ngoketunjia 県、インターネット環境無し)の使用が可能

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8409) にて閲覧可。

- ・ カメルーン共和国「農業振興インフラ整備事業準備調査ファイナルレポート」
(ただし本業務に関連する箇所に限る)
- ②本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8409) にて配布します。
 - ・ カメルーン共和国「熱帯雨林地域陸稲振興プロジェクト第二次終了時評価調査報告書 (案)」
 - ・ カメルーン共和国「コメ振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (案)」
 - ・ モデル圃場に係る測量データ (DWG形式)
 - ・ プロジェクトが作成した資料 (各種報告書等)
- ③本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ カメルーン共和国「コメ振興プロジェクト基本情報及び案件概要表」

<http://knowledge.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/CF21C0FBD6F4E08549257FB90079D505?OpenDocument>

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、カメルーン国への入出国の際には事前にカメルーン事務所へ連絡することとし、地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、必要に応じて具体的な安全対策を講じる様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上